

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。今年の夏も猛暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。コロナウイルスの感染防止と共に熱中症にもくれぐれもお気を付けください。今回は、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要」について税務監査部の間が担当いたします。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

◆適格請求書（インボイス）とは？

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。）という仕入税額控除の方式が開始されます。この制度は、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。

◆インボイス制度による変更点

消費税の計算方法は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差引いて（仕入税額控除）計算します。この仕入税額控除を受けるには一定の要件があります。今回の改正でその要件が変更となり、現行の「区分記載請求書等」ではなく、「適格請求書等」の保存が必要となります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（いわゆるインボイス）等の保存 ここが変わります

(国税庁 HP 「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」 より抜粋)

◆適格請求書発行事業者の登録申請手続とは？

インボイス制度では、誰でも適格請求書を発行できるわけではありません。適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。そこで、適格請求書等発行事業者となるために、登録申請の手続きを行う必要があります。この登録を受けることができるのは、消費税の「課税事業者」に限られています。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

◆免税事業者の取り扱い

ここで問題になるのが、消費税の申告を行っていない「免税事業者」の方です。免税事業者の方で取引先に事業者の方がいる場合には、この登録を行わなければ適格請求書等を交付することができないため、取引先の事業者の方は「仕入税額控除」を受けることができないことになります。そのため、取引先との関係上、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても登録事業者となって消費税の課税事業者を選択するという判断も必要となります。

◆適格請求書の記載事項

今回は、具体的な記載事項については省略させていただきます。下記のURLをご参照下さい。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

(国税庁 HP 「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」 より)

※なお、「適格請求書発行事業者」の登録方法については、次回令和3年9月号にてお知らせいたします。